

太田市介護予防・日常生活支援総合事業 Q&A

平成 28 年 9 月 2 日版

Q&A 形式にて現時点での太田市の考えを示すものです。

1. 事業所請求

問 1 月の途中から新規で総合事業を利用する場合の取扱いは如何に。

(答)

下記①～④に従い、取扱ってください。なお、①については従来と取扱いが変更となることから本通知発出後（9/2）より有効とします。平成 28 年 1 月分から 8 月分の事業費算定において本通知の取扱いによらず月額包括報酬で算定した場合、過誤調整する必要はありません。

①月途中で契約し、契約月中に新規で総合事業を利用する場合

総合事業にかかる利用者と事業所との契約日を起算日として日割り算定を行う。ただし、利用者と事業所との合意があれば、利用開始日等を起算日に用いても差し支えない。

算定例

8/1 8/10 契約日 8/20 利用開始日 8/31

例) 起算日を 8/20 利用開始日とした場合

総合事業：日割り単位数×12 日（起算日から月末までの日数）

※利用者と事業所との合意を前提に、利用開始日を起算日として日割り算定を行う。

※上記の例において、利用者の都合等により実際には 9 月から利用を開始した場合には、

②の例に従い、9 月分から月額包括報酬（日割りなし）を算定する。

②月途中で契約し、翌月以降に新規で総合事業を利用する場合

契約した月において利用実績がない場合は、契約月分の報酬は算定せず、翌月分から月額包括報酬（日割りなし）を算定する。

算定例

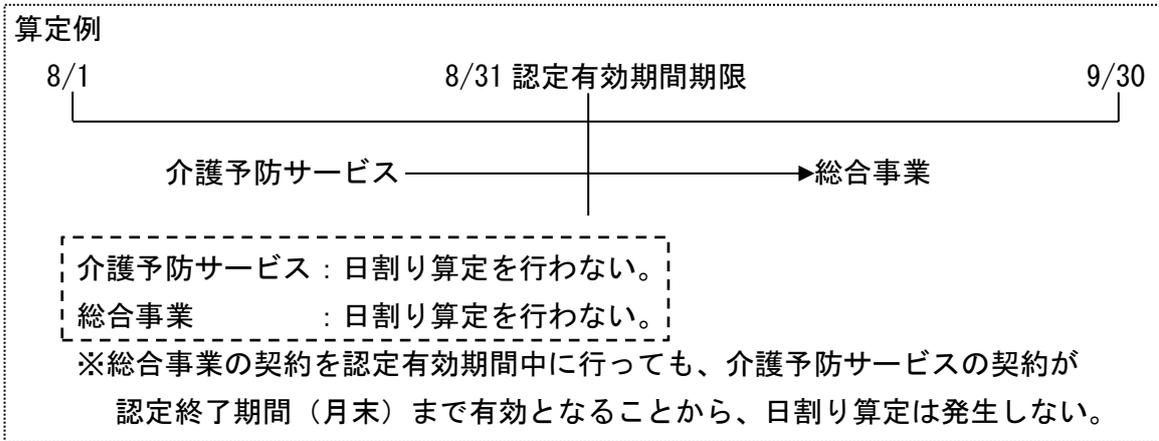
8/10 契約日 9/1 利用開始日 9/30

例) 契約日を 8/10、利用開始日が 9/1 の場合

総合事業：9 月分を月額包括報酬（日割りなし）で請求する。

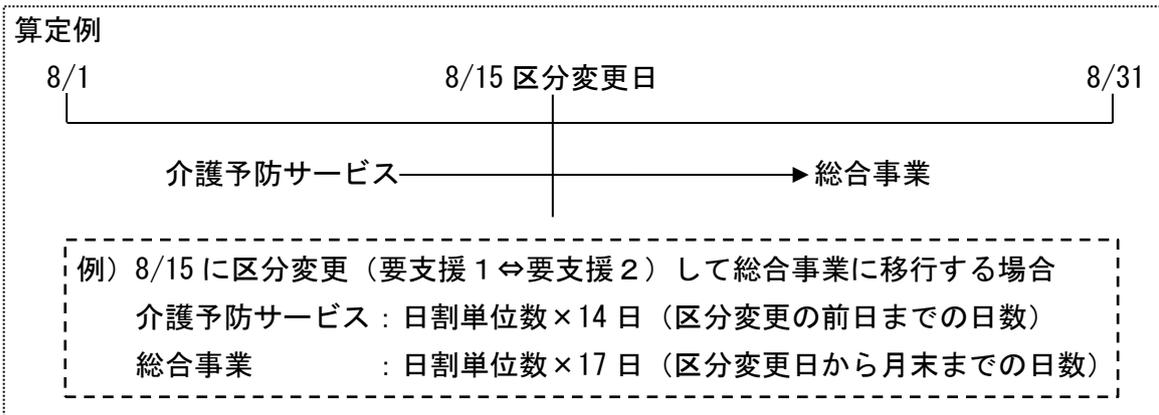
③認定更新により有効期間(月末)後に介護予防訪問介護・介護予防通所介護(以下、「介護予防サービス」という。)から総合事業へ移行して利用する場合

総合事業及び介護予防サービスのどちらも日割り算定を行わない。



④区分変更(要支援1⇔要支援2)に伴い、月途中で総合事業に移行して利用する場合

総合事業及び介護予防サービスについては、従来の区分変更(要支援1⇔要支援2)の例に準じて、変更日を起算日として日割り算定を行う。



なお、「月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について」は、[介護保険事務処理システム変更に係る参考資料\(確定版\)\(平成27年3月31日事務連絡\)](#)「[介護報酬改定関係資料](#)」の資料9([厚生労働省資料](#))を参照してください。